

明治時代の長野県における小学校の学級編制と 劣等児対策に関する史的研究

— 学級編制の方法論と公立小学校の実態について —

中 嶋 忍*・河 合 康**

(令和2年1月23日受付；令和2年4月28日受理)

要 旨

本研究は、明治20年代の長野県における学級編制の方法論と公立小学校の実態を解明する目的で、1. 複数の学級を編制するための考え方、2. 学級編制の実際と劣等児対策、に焦点を当てて検討した。その結果、以下の点が明らかになった。(1)学級編制は、児童の学力を基準にするものであったこと。(2)編制基準は、学力の高低を分けずに同一の学級に入級させるものと、1つの学級内の学力水準を均一にして入級させるものがあったこと。(3)同一の学級は、児童が刺激し合いながら成長する利点があるが、児童の理解力などから指導にばらつきが生じる欠点があったこと。(4)均一の学級は、指導の効率性などが向上する利点があるが、他学級との過度な競争を生じさせる欠点があったこと。(5)均一の学級を採用する場合は、個々の児童に適した指導をする前提であり、前もって児童に関する詳細な調査を実施した上で導入すべきとされたこと。(6)信濃教育会では編制方法に関する論議がなされて、学力水準を均一にするものが多数を占めたこと。(7)松本尋常小学校の場合は指導の効率性を重視して全児童の学力の向上を目指したが、個々に適した指導など特に劣等児への配慮が無く4年間で終了したこと。(8)長野尋常小学校の場合は基準を設けて劣等児を選定し特別学級に入級させ、授業内容や進度などに関して個々に適した指導を行ったこと。

KEY WORDS

長野県 Nagano Prefecture 公立小学校 public primary school 学級編制 class composition
学力 scholastic ability 劣等児 feeble-minded children 明治時代 Meiji Era

1 問題の所在と目的・方法

明治時代初めに始まった近代教育は、欧米の教育制度や方法論などを採り入れて国民皆学を掲げ、日本国民の学力・教養を高めることを目標とした。この教育政策により就学率が高まり、優秀な人材も多数輩出することにつながった。しかし就学する子どもが増えると学校現場では、子どもの学習に関する問題が表面化した。これは、いわゆる劣等児の対策をどのように行って学力を向上させるのかという点であった。この問題に目を向けたのは長野県教育であり、日本においても早い段階の対策だったといえる。

長野県は、近代教育が始まった当初から教育に関心が高い地域であった。これは、江戸時代に一般庶民を対象とした寺子屋の数が日本でも多く設置されて教育を受けていたことや、藩内の武家の子弟も藩校で教育を受けていたことが背景にあった(高木, 1988)⁽¹⁾。このように長野県は、教育に対して県民が高い関心を持つ素地があった。また長野県は、明治10年前後から就学率が全国平均よりも高いものになっていた。これは、廃藩置県によって1871(明治4)年に誕生した旧筑摩県の教育政策と、その後旧長野県と合併して1876(同9)年に誕生した新長野県にも引き継がれたことが要因であった。この政策によって各地域の小学校は、就学する児童が増えて学級を複数設けなければならない小学校が現れた。この代表は松本と長野の公立小学校であり、いずれも都市部の大規模校であった(中嶋・河合, 2006)⁽²⁾。

学級編制を実施するに当たっては、どのような基準によって行うかを定める必要があった。これについて長野県内の教職員で作る職能団体の信濃教育会では、明治20年代から基準に関する討論や会員の論文発表がなされた。この基準については児童の学力で編制するものか、学力によらないものか議論が分かれ、信濃教育会では児童の学力を基準にする方法を多数が占めた。上記の2校も、これらの動きを踏まえながら学力別学級編制を実施した(西沢, 1979)⁽³⁾。

このように多数の児童が在籍する小学校では、1つの学年内を複数の学級に編制しなければならないということに

*無所属 **臨床・健康教育学系

直面した。そして受持教員は、児童一人ひとりの学力を向上させることが求められた。また同時に授業の内容や進度など学年全体で統一性を保つことも求められた。これらを実現させるために教員は、指導の効率性を考えなければならなかった。しかし学力向上への指導は、対極にあるといえる劣等児と向き合わなければならないということを意味していた。学級編制の方法については、次の点が本研究の問題として挙げられる。1つは、編制の方法が小学校での諸問題を解決するものとして考えられていたのかである。もう1つは、学級編制に関する小学校での実態が論議されたものを反映したものになっていたのかである。

本研究は、明治20年代の長野県教育における学級編制の方法論と松本・長野の公立小学校の実態を探る目的で、1. 複数の学級を編制するための考え方、2. 学級編制の実際と劣等児対策、に焦点を当てて、学級編制による教育の効果及び劣等児対策の実情について解明した。これに当たっては、信濃教育会の機関誌『信濃教育會雑誌』に掲載された北斗生¹⁾の『同学年級ノ組分法』⁽⁴⁾と白井毅の『同学年級生数組アルトキノ教授法及ビ試験法ニ就キテ』⁽⁵⁾の論文、信濃教育会常集会の報告書⁽⁶⁾、松本尋常小学校の学校日誌⁽⁷⁾⁽⁸⁾及び『劣等児童の取扱法』⁽⁹⁾、小林米松・藤原時治郎(長野尋常小学校)の『鈍児ノ教育』⁽¹⁰⁾の関係史料を基にして検討した。また本研究は障害児教育の歴史研究であり、現在の社会的背景や教育理念などとは違うため、当時の考え方や用語については原語を用いた。

本文中の引用史料については、次のように表記した。史料中の漢字及び文字は原文どおり旧字体を用いたが、一部の出力困難なものについては常用漢字などにした。史料の引用部には、引用ページ数を付記した。

2 複数の学級を編制するための考え方

2. 1 編制方法の利点と欠点

北斗生は、1つの学年内における在籍児童が多数の場合の学級編制の方法について述べている。北斗生はこの例として「コ、ニ同年級ノ生徒百名アリ多人數ニ過クルヲ以テ甲乙丙組ニ分タントス如何ナル標準ヲ用ユヘキカ」(北斗生[1890]16)と示して、在籍児童数100人をどのような基準(標準)で編制すべきかを提起している。

学級編制の基準については、「或人曰ク席次ニ依リ奇數ト偶數トニ分タレ其理由ハ(中略)一組中ノ生徒ニ學力差違ルヲ以テ相勵ミテ進ム」(北斗生[1890]16)と記されているように、在籍名簿の奇数と偶数を基準(著者は「奇偶法」と称している。以下「級内学力差違法」と称す。)にするもので、学級内の児童の学力に違いがあることで児童の間で刺激し合いながら進んでいくという理由があると述べている。一方では「甲乙丙組トモ學力略々同シキヲ以テ教授ノ程度ヲ等シクシテ行クコトヲ得」(北斗生[1890]16)と示しているように、児童の学力の高低を基準にして1つの学級内の学力を均等にした方法(以下「級内学力均等法」と称す。)があると指摘している。しかし北斗生は「奇偶法ハ知名ノ教育家中ニ頗ル行ハルト云フ乍併予ハ不同意ナリ」(北斗生[1890]16)と記すように、級内学力差違法について反対の立場を取っている。この理由としては、「理由ヲ延長スルキハ尋常小學一年生ト帝國大學三年生ト組ヲ同クスレハ最大利益ナリト云フニ至ラン固ト學力ヲ異ニスレハコソ級ヲ分ツナレン」(北斗生[1890]16)と記しているように、北斗生は一般的な見解として例えば小学1年生と大学3年生を1つの学級内で教授すれば最大の教育効果があると言われるというように紹介している。また北斗生は「然ルニ同級中ニテハ學力ノ高低アルホト利益アリト云フハ何ソヤ」(北斗生[1890]16)のように、一学級内の学力に高低差があるほど利益が出るということはどういうことなのかと投げかけている。しかしこの一般的な見解に対しては「論者ハ教師ノ教授スル力ハ甚タ小ニシテ生徒間ノ感化力ハ頗ル大ナリト認ムルモノナリ」(北斗生[1890]16)と記すように、教員が児童の成長を促す力よりも児童間で刺激し合いながら成長する力の方が勝っているという考え方ではないだろうかと指摘している。だから北斗生は、「勿論學力ヲ標準ニセサスヘカラスト想ヘリ夫レ總テ生徒ノ力ニ應シテ教授セサルヘカラスト然ラスンハ眞正ノ教授ニ非ラサルナリ」(北斗生[1890]16)と示して、児童一人ひとりの学力に適した指導を行うことを前提とした場合に、学力を基準とすることは本来の教育であると指摘している。これらの理由から北斗生は「多數ノ生徒ヲ同時同所ニテ教ユルニハ成ルヘク學力相近キ者ヲ抜キ取テ一團トセサルヘカラスト即チ學力ニ依テ二分スルナリ」(北斗生[1890]16-17)と記しているように、多数の児童を同じ時間に同じ場所で教授する場合の学級編制は学力を基準にして級内学力均等法にしたほうが良いと主張している。

級内学力均等法について北斗生は、次のとおり述べている。これを採用する時は「此説ヲ用フルトキハ教程ヲ同シクスル能ハスト非難スルモノアリ然リ固ヨリ別ニスルナリ」(北斗生[1890]17)として、各学級の授業内容や進度などは別々にすることを示している。故に北斗生は、「詳シク言ヘハ同シクスルヲ要セサルナリ教程ハ學力ノ度ニ從ハネハナラヌ」(北斗生[1890]17)としているように、各学級ごとの児童の学力に適した指導の必要性を述べている。一方、級内学力差違法の欠点について北斗生は「奇偶法ニ依レハ一番ト九十九番トハ同組ニアリ故ニ學力ノ差甚タ大

ナリ故ニ上席者ハ常ニ判り切りタルコトヲクドク教ヘラレ然ルニ下席者ハ尚飲込メサルナリ故ニ益々不揃トナリ就中下席者ヲシテ轉タ不幸ニ陥ラシム」(北斗生[1890]17)と記しているように、学力の差が大きければ指導にも影響があると指摘している。1つは、学力下位者に授業を合わせると上位者にとっては内容が常に同じ事を繰り返すことになる。もう1つは、学力上位者に授業を合わせると下位者にとっては内容が理解できないことになる。したがって北斗生は、進度が不揃いになってしまうために下位者には不幸なことになると指摘している。それに対して「學力法ニテハ上席者モ殊ニ下席者ハ其レ程不幸ニ陥ラサルヘシ」(北斗生[1890]17)として、級内学力均等法ではそれほど影響を及ぼさないと北斗生は述べている。

ただし北斗生は、級内学力均等法を採用した場合にいくつかの問題があると指摘している。これは「或人難シテ曰ク學力法ヲ用フルトキハ試験ハドースル乎ト答ヘテ曰ク試験カ大事ナリヤ教授カ大切ナリヤ或ハ品行ヲ標準トスルモノアレトモ學校ノ科目ヲ一瞥スルトキハ其非ヲ悟ルヘキナリ」(北斗生[1890]17)ということであり、各学級で異なった指導などを行う場合の学年内の試験はどのようにすべきかということを考えなければならないと記している。つまり学年全体における個々の児童評価については、次のどの点を評価の対象にするべきか議論の必要性を指摘している。1つ目は、学期末や学年末の試験の成績で評価するのだからである。2つ目は、毎日の授業内容の理解度で評価するのだからである。3つ目は、児童の生活態度などを基準にして評価するのだからである。いずれを基準にして児童を評価するかについては、あらかじめその基準を適用することによって生じる欠点を議論するべきであると北斗生は締め括っている。

2. 2 信濃教育会における学級編制方法の議論

信濃教育会では、学級の編制方法について議論が始まった。これについては西沢(1979)も指摘しているとおり、「○常集會 本月八日午前十時開會出席員四拾五名」(信濃教育会[1890]1)として1890(明治23)年6月8日に開催された信濃教育会の常集会で議論された。この常集会は、教育者大集会(東京開催)の報告と県内巡回の報告とともに、「午後ハ去ル四月ノ常集會ニ(中略)提出ノ討議題(分級上優劣生ヲ混合スルトセザルトノ可否)ニ付討議ヲナセシ」(信濃教育会[1890]1)と記されているように、4月13日に開催された常集会で提出された学級の編制方法についての議題を討議した。

この中で編制方法に関しては、級内学力均等法と級内学力差違法が議論され、次のような見解が示されている。提題者は、「優劣生トモ混同シテ分級スルノ持論ニシテ」(信濃教育会[1890]1)と示され、級内学力差違法を支持している。一方で他者の意見として級内学力差違法については「同級生徒ト雖首席ト末席トハ大ニ學力ヲ異ニスルモノナレハ之ヲ混同シテ平等ニ進マシムルハ大ニ困難ノコトナレバ學力ニヨリテ區別スル方便ナリト陳ベ」(信濃教育会[1890]1-2)と記されていて、学力に差が生じて学級内で一定した授業が行えなくなると、級内学力差違法の欠点を指摘する意見が出されている。

これらの意見とは違い「生徒ヲ分裂スル前一ヶ月位ハ生徒ノ体格年齢學力才能等ニ注意シテ然ル後組ヲ編成セハ不公平ナルヘシト言ヒ」(信濃教育会[1890]2)として、編制する1ヶ月くらい前に体格・年齢・学力・才能など児童の特性を調査・考慮してから実際に学級を編制すれば不公平にはならないという意見が記されている。また「凡ソ物ニ表裏正變アリテ普通ハ學力ヲ以テ分ツカ正當ナレトモ教師ノ手ノ揃ハサル學校等ニテハ方便トシ優劣生ヲ混同スルモ可ナラント論シ」(信濃教育会[1890]2)と記されているように、通常学力を基準にして分けるのであれば級内学力均等法は正当な手法であるけれども、教員数の少ない学校であれば級内学力差違法も可能な手法だと意見がなされている。さらに級内学力均等法については「分級ノ主意ハ學力ヲ以テスルガ當然ナランガ又實際行レ難キ事情モ多シ若シ學力ニヨリテ分ツキハ級ト級トノ競争ハ望ムヘカラス從テ優級ハ増々進ミ劣級ハ愈々退クノ傾向アリ且之ヲ受持タシムル教員ノ配當ニモ困難ナルベシ」(信濃教育会[1890]2)として、学力による編制を基本とするが実際に行うことが出来ない事情が多いと指摘されている。これを踏まえて級内学力均等法の施行については、①学力上位の学級は益々学習が進み、学力下位の学級は学習意欲が減退する傾向にある理由から学級間の競争を避けるべきであること、②学級の教員配置に困難が生じることが考えられるとする意見が出されている。

上記の意見が出された後も「其他種々ノ議論アリタレトモ決ヲ試ルニ當リ學力分級説多キヲ占メタリ」(信濃教育会[1890]2)と示されているように、様々な議論がなされて決議した結果、信濃教育会では級内学力均等法による学級編制が多数を占めたと記されている。

2. 3 複数学級設置時の指導と試験

白井は、1つの学年内の児童が多数の場合について「同學年生徒數一教師ノ受持ツベキ適當數ヲ越ユルトキハ學力順ニ因リテ之ヲ數組ニ分ツノ有利ナルコトハ既ニ世人ノ承認セル所ナリ」(白井[1891]21)と記しているように、1

つの学年を複数の教員が担当することが可能な規模の児童が在籍する場合に、級内学力均等法によって複数の学級を編制することが指導などの面で有効であることは周知の事実と述べている。これについて白井は、「數組仮令甲乙丙三組アリテ三名ノ教師別々ニ教授ヲナス場合ニ於テ」（白井[1891]21）という例を示して、次のように指摘している。この甲乙丙の3つの学級の運営については、「教按ヲ同一ニスベキヤ又試験成績順（中略）ヲ如何スベキヤノ二點之ナリ」（白井[1891]21）として、①各学級の授業内容や進度などを同一に行うのか、②試験の実施方法や成績の付け方をどのように行うべきかの2点が編制方法の問題として挙げられている。

この2つの内容については、次のように述べている。級内学力均等法を行う場合は、「此ノ場合ニ於テ考査スベキコト三アリ曰ク學力ノ進歩曰ク學力ノ權衡曰ク教授ノ便利之ナリ」（白井[1891]21）と記しているように、児童の学習において①学力の発達度合いについて、②均衡のとれた学力にする方法について、③指導の効率性についての3つのことを考えるべきであるとしている。

学力の発達度合いについて白井は「學力ノ進歩トハ各級各生ノ進歩ハ成ルベク速カナランヲ謀ルハ一般ノ教授ノ精神ナリ」（白井[1891]21）と記していて、一人ひとりの児童に対してなるべく速やかに発達させることが一般的な指導の精神であると述べている。その上で白井は「故ニ學力ノ權衡ヲ失セザル範圍内ニ於テハ成ルベク適當ノ教授ヲナシテ學力ノ進歩ヲ謀ルヲ要ス」（白井[1891]21）と記しているように、他の児童との均衡のとれる範囲で適切な指導を行って学力の発達を促進させることが必要だと指摘している。次に均衡のとれた学力については「而シテ學力ノ權衡ハ孰レノ處ニ之ヲ定ムベキヤ其ノ範圍ノ廣狹ハ學力ノ進歩ト密接ノ關係ヲ有スルモノ」（白井[1891]21）と指摘して、均衡範囲の広狭が個々の児童の学力の発達度合いと密接に関係しているものと記している。したがって白井は「其ノ進否ハ正ニ範圍ノ廣狹ニ反比スルモノナレハ其ノ範圍ハ成ルベク廣カランヲ要ス」（白井[1891]21）としているように、児童の学力の均衡範囲はなるべく広がらない方が良く述べている。この範囲について白井は「最モ廣キ範圍トハ算術ニ付テ云ヘバ加法トカ減法トカ讀本ニ付テ云ヘバーノ卷ト二ノ卷トカ」（白井[1891]21）と示しているように、算術（算数科）では加法や減法、読本（国語科）では複数の教科書などの課題で最も学力の差が出るとしている。白井は、学力の発達度合いと均衡性を保つために次のように示している。これは「一年ヲ三期若クハ四期ニ分チ各期ニ授クベキ大綱ヲ示ス位ニ止メ日々ノ教按ノ如キハ各受持教師ニ起草セシムルヲ至當ナルベシ」（白井[1891]21-22）と記しているように、1年間の指導内容を細かく立てるのではなく目標を掲げ、毎日の授業は各学級担任がそれぞれ授業案を作成すべきであると指摘している。

最後に指導の効率性については、「教師ノ利便トハ教按ハ自ら作りタルモノニアラサレバ完全ノ教授ヲナス能ハズ」（白井[1891]22）と示すように、授業案を授業者自ら作成しなければ教授する内容が見えなくなるため完全な授業を行えるはずがないと指摘している。このように授業者自身の授業案は、「他ノ事情ノ許ス限りハ教案ハ自作ヲ要スルコト教授上ノ一大要件タリ（ルビは原文通り）」（白井[1891]22）として、特別な事情がない限り自作授業案によって授業を行うことが重要であると述べている。白井はこの授業案作成について「余輩ハ曩キニ同教案主義ヲ主張セシガ今ハ前記ノ事情ヲ研究シ之ヲ實際ニ徵スルニ異教案ノ利ナルコト殆ド疑フヘカラサルモノ、如シ（異教案ヲ用キルトキハ試験ニ於テモ亦問題ヲ異ニスベキハ勿論ナリ）」（白井[1891]22）と記しているように、学年全体で同じ授業案を用いることが良い方法と考えていたが、各学級の授業者自身の授業案で授業が行われる時は試験問題も異なるものを用いるべきであると指摘している。2つ目の試験や成績について白井は、「試験成績順ハ如何ニスベキヤ」（白井[1891]22）として、各学級での異なる指導との整合性をどのようにすべきか悩んでいる。しかし白井は、学級の編制方法を「之レ甲乙丙ノ組別アル以上ハ矢張其差別ヲ表スルコト當然ノ理ナリ」（白井[1891]22）と示していて、学力別の学級編制を前提としている限り、これに必要な情報として学年全体の成績や順位を付ける必要があると述べている。そこで白井は、「何トナレバ學年ノ始メニ於テ學力ノ等差ニ基キテ甲乙丙ノ階級ヲ附セラレタルモノニシテ學年ノ終リニ至リテ卒然動カス能ハサルモノナレバナリ」（白井[1891]22）と記しているように、新年度の最初に学力試験を実施して成績の順序を付けて入る学級を決定し、1年間は児童を移動させないことがよいのではないかと述べて締め括っている。

3 学級編制の実際と劣等児対策

3.1 松本尋常小学校の場合

学級編制に関して松本尋常小学校では「新タニ生徒ノ編制ヲ改メ本日ヨリ教授ニ取掛レリ抑モ目下生徒ノ編制方ニ二様ノ別アリテ教育界ノ疑問タリ（中略）多数ノ同年級ヲ数組ニ分ツノ場合」（松本尋常小学校[1888-1891]明治23年4月1日付日誌）とされ、多数の在籍児童の編制方法を検討した。この中で教育界の疑問の1つは「各組々へ優劣ノ

生徒ヲ平等ニ混入シテ教授スルモノ」(松本尋常小學校[1888-1891]明治23年4月1日付日誌)とあり、級内学力差違法のことを指している。もう1つの疑問は「一ハ各組ニ等差ヲ立テ優等生ヨリ順次甲乙丙ト編入スルモノ」(松本尋常小學校[1888-1891]明治23年4月1日付日誌)と記されているように、級内学力均等法のことを示していると考えられる。これらについて「是レヨリ先キ協議会ヲ開キテ此問題ヲ討シタリ」(松本尋常小學校[1888-1891]明治23年4月1日付日誌)というように、協議会を設置して協議した結果は、「同会ハ第一説即チ従来行ヒ来レルモノニ従フヲ可トシタリ」(松本尋常小學校[1888-1891]明治23年4月1日付日誌)と、協議会では級内学力差違法を最良の方法とした。しかし一方で「然レモ詳ラカニ利害ヲ考察スルハ第二説ノ利アルベキヤ必セリ」(松本尋常小學校[1888-1891]明治23年4月1日付日誌)と示されていて、編制によって良い面と悪い面が考えられる時は級内学力均等法の利点も考慮すべきとも記されている。これらの協議会の結果を踏まえて「即チ管理ノ利ヲ捨テ、教授ノ便ニヨリ従来ノ編制ヲ改メ左ノ如ク分チタリ」(松本尋常小學校[1888-1891]明治23年4月1日付日誌)として松本尋常小學校は、学年内や学級内を安定的に運営する管理上の利点よりも、授業時などの児童への指導の効率性という利点を考えて明治23年4月1日に級内学力均等法を採用し、学力別学級編制を導入した。

しかし学力別学級編制の利点を考えて導入したが、明治27年4月1日の学校日誌に「本學年ヨリ學級編成方ヲ改メ各學級ノ學力ヲ平均シ従来同學年中ノ學級名ヲ甲乙丙云々トセシカ今回ハ第一第二ト称スルトナセリ」(松本尋常高等小學校[1892-1895]明治27年4月1日付)と記述しているように、編制方法と学級名称が4年間の実践で終了することになった。これについては、信濃教育会がまとめた『劣等児童の取扱法』²⁾の中に松本尋常高等小學校³⁾の実践が記述されている。これによると編制方法の廃止の要因は、「此法は劣等學級生は他の輕侮を受くと共に自暴自棄の念を起し訓育上の障害となり又各學級教授の進度を異にし授業上の統一を缺き且教員何れも劣等學級に當るを嫌忌する等の弊害あり従て其成績豫想の如く佳良ならざる」(信濃教育会[1909]14)と記されている。この編制は、児童の間でも他児童の成績が分かることで、他学級の児童が学力最下位学級の児童に対してからかたり見下したりといった行動などを生じさせることになった。これにより当該児童たちは、なげやりな行動をとり自分自身を傷つけてしまう結果になってしまった。そしてこの状況は、学級内の教育及び指導を行うことを難しくさせた。またこの状況は学力最下位学級だけではなく、学年全体における授業の進度にばらつきをもたらして統一性を欠くことになった。これらと同時に教員たちは、学力最下位学級に関わることを嫌がる事態となった。

このように学力別学級編制は、当初に思い描いていた指導の効率性による児童全員の学力及び成績向上が達成できずに失敗に終わった。それは、特に学力最下位学級の児童の成績を向上させることができなかつたのが要因であった。

3. 2 長野尋常小學校の場合

長野尋常小學校では、1896(明治29)年4月に通常の学級とは別に劣等児対策のための学級が設けられた。これは「我長野尋常小學校ニ於テハ學力劣等生ノミヲ集メテ別ニ學級ヲ編制シ以テ之ニ適スル教授ヲ施シタルニ其成績稍可ナルヲ見ル」(小林・篠原[1900]18)と記されているように、学力劣等児を一般児から分離して指導した結果、教育の効果が現れたとするものである。特別学級を設けられるのは、「蓋シ少數ノ生徒ヲ有スル學校ニ於テハ斯ル方法ヲトルコト甚ダ困難ナルベキモ我々ノ如キハ年々四百人以上ノ新入學生徒ヲ得ルヲ以テ」(小林・篠原[1900]18)として、毎年400人を超える新入生がいる大規模校だからこのような対策が可能であるとしている。また特別学級の設置に関連することとして西沢は、「一八八九(明治二二)年四月、長野尋常小學校では(中略)新入生に対して試験を実施し、その『發達程度に依じて』分級し、さらにこの分級が『学力順』であることを児童にさとられない」(西沢[1979]11)ようにしたと説明している。そして西沢は、「学力による分級を実施したとされる長野尋常小學校の校長渡辺敏が(中略)条件が整備されていれば学力による分級が正当であると述べている」(西沢[1979]11)と記している。このように劣等児の対策を始めるに当たっては、学力順の学級編制を試みたことにより通常の指導では学力の向上が難しい児童が注目された結果、これらの児童をすくい上げたいという考え方が背景にあったと思われる。

小林・篠原は上記引用文の続きに、多数の児童が入学すると「劣等生徒ノ數モ亦三四十人ヲ下ラザルガ故ニコノ劣等生徒ノミヲ集メテ一學級ヲ設ケ特別ナル教育ヲ施スコトヲ得ルナリ」(小林・篠原[1900]18-19)と示しているように、約1割の劣等児が存在して、これらの者の対策として1つの学級を設けたとしている。教育課程は、「尋常科四ヶ年ノ教科ヲ五ヶ年カ、リテ卒業セシムル仕組」(小林・篠原[1900]19)としている。また教育内容については、一般的な方法として「正課時間外ニ於テ教授ヲナシ以テ正教科ノ不足ヲ補ヒ普通一般ノ兒童ト同一ノ進度ヲトラシムル等ハ學力劣等生ノタメニ特別教授ノ一法トシテ世間一般ニ行ハル、所ノモノナリ」(小林・篠原[1900]19)というように、いわゆる居残りなどで正規の授業を補っていると指摘している。一方、長野尋常小學校では「彼等兒童ノタメニ其學習ノ年月ヲ増加シ之ニ其教材ヲ配當シタルヲ以テ能ク彼等心身發達ノ程度ニ適應セシムルコトヲ得好結果ヲ

見ルニ至レルモノナリ」(小林・篠原[1900]19)と記しているように、児童の心身の発達に適応した教材を用いて指導を行うと述べている。

4 まとめ

本研究は、明治20年代の長野県教育における学級編制の方法論と松本・長野の公立小学校の実態を解明することを目的とした。その結果、以下の点が明らかになったとともに、今後の課題が示された。

4. 1 複数の学級を編制するための考え方について

4. 1. 1 級内学力差違法の利点と欠点

学級編制に関して北斗生は、学級内に学力の差があることで児童の間で刺激し合いながら成長すると級内学力差違法の利点を指摘した。また一般的にこの方法によって最大の教育効果があるといわれるが、本当に効果をもたらすのか問いかけていた。また北斗生は、教員が児童の成長を促す力よりも児童間で刺激し合いながら成長する力の方が勝っているという考え方ではないだろうかと指摘した。具体的に北斗生は、児童の学力差が大きければ大きいほど指導に影響するとして、次の欠点を挙げていた。それは、①学力下位者に合わせた授業だと上位者にとって内容が先に進まないこと、②学力上位者に合わせた授業だと下位者にとって内容が理解できないまま進んでしまうことになり、授業進度が不揃いになるため学力下位者にとっては不幸なことになると指摘した。

信濃教育会の常集会で級内学力差違法を支持する会員は、少数であった。この理由は、指導面における利点よりも欠点に焦点が当てられたからであった。この中でも欠点意見については北斗生の見解と同様に、学力差によって一定した授業が行えなくなるというものであった。

4. 1. 2 級内学力均等法の利点と欠点

級内学力均等法に関して北斗生は、児童一人ひとりの学力に適した指導を前提とすれば学力を基準とした学級編制は本来の教育方法であると利点を指摘した。この方法は、個々の児童に適した指導を行うためのものであり、各学級における授業の内容や進度などは別々にすることと述べていた。一方で欠点に関して北斗生は、基本的には各学級で異なった指導などを行う場合の学年内における試験方法について挙げた。これは、学年内における児童の評価基準を試験・日々の指導・生活態度のどこに重点を置いて評価するのか議論の余地があるからだとした。

前述の常集会で級内学力均等法が有効な編制方法であるとの意見が多数を占めたが、これを実施する場合は次の点に留意する必要があると意見が出された。1つ目は、編制前1ヶ月くらいに全児童の特性を調査・考慮して実施すれば不公平にならないという意見であった。2つ目は、学力を基準にするのが正当な手段であるが、教員数の少ない学校であれば級内学力差違法も可能な手法だという意見であった。3つ目は、学力による編制を基本とするが、児童の授業に関する問題や教員配置の困難が生じる可能性があるという意見であった。

続いて白井は、1つの学年を複数の教員が担当することが可能な規模の児童が在籍する場合に、級内学力均等法によって複数の学級を編制することが指導などの面で有利であることは周知の事実と指摘した。この理由として白井は、次のように述べていた。1つ目は学力の発達度合いについてで、一人ひとりの児童に対してなるべく速やかに発達させることが一般的な指導の精神であるとした。これに加えて、他の児童との均衡のとれる範囲で適切な指導を行って学力の発達を促進させることが必要だと指摘した。2つ目は均衡のとれた学力についてで、均衡範囲の広狭が個々の児童の学力の発達度合いと密接に関係しているものとした。したがって児童の学力の均衡範囲はなるべく広がらない方が良くと指摘した。これを実施するために白井は、①1年間の細かな指導内容ではなく大まかな目標にすること、②毎日の授業は各学級担任が各自で授業案を作成することを指摘した。3つ目は指導の効率性についてで、授業案を授業者自ら作成しなければ教授する内容が見えなくなるため完全な授業が行えるはずがないとした。これらを踏まえて白井は、学年全体で同じ授業案を用いることが良くと考えていた。しかし級内学力均等法を採用した時には、各学級で各自の授業案で行う場合、試験問題も異なるものを用いるべきだと指摘した。

4. 2 学級編制の実際と劣等児対策について

実際に学力別学級編制を実施した松本尋常小学校は、校内に協議会を立ち上げてこの是非を議論した。議論の内容は信濃教育会常集会のものと同様に、2つの方法の利点と欠点を考える場となった。この結果松本尋常小学校は、北斗生や白井の見解と同じく指導の効率性に重点を置いた級内学力均等法を採用して導入に至った。

しかし学級の実情は、当時の様々な理論や見解を踏まえると次のような配慮が欠けていた。1つ目に学級名称に関しては、学級間の競争が起きることを考慮しないで成績順序に直結する甲乙丙丁にしたことであった。2つ目に授業に関しては、各学級の授業案ではなく、学年で同一の内容と進度を維持していたことであった。3つ目に試験に関しては、授業と同様に同一の試験問題を使用したことであった。4つ目に受持教員に関しては、教員配置の難しさが表れて教員が学力の下位学級に関わることを嫌がりだしたことであった。これら4点により学力別学級編制は、全児童の成績向上の目的よりも劣等児を取り残す結果になった。つまりこれは、編制によって優等児と劣等児を明確にしただけでなく、下位学級に対して他児童の誹謗中傷に加えて教員も阻害し始めてしまうことになってこの編制は、当初の目的を達成できずに終了させることになった。

松本尋常小学校に対して長野尋常小学校の取り組みは、試験的に学力別学級編制を実施し、ここから劣等児の学習問題が浮かび上がってきた。そして長野尋常小学校は、劣等児を対象とした特別学級を設けた。これは松本尋常小学校とは異なり、①対象児の基準を決めて選定したこと、②他児童に特別学級の存在を分からないようにしたこと、③授業内容を基本的なものにして児童の能力に合わせた進め方をしたことであった。

以上のように、長野県教育の草創期に始まった2つの学力別学級編制は、児童への教育・指導の相反する方針が浮かび上がった。1つは、学力や成績を児童に理解させて指導しようとした松本尋常小学校と、なるべく過度な競争を生み出さないように指導しようとした長野尋常小学校という点である。もう1つは、松本尋常小学校が編制によって明確になった劣等児を結果的に烙印を付けて「一般児から切り離すのみ」に終わったのに対して、長野尋常小学校は児童の能力に合わせた指導を行い「すくい上げる」ことを目指したという点である。

4. 3 今後の課題

今後は、劣等児の対策に関して相反する結果になった松本尋常小学校と長野尋常小学校について、次のことが課題として残された。1つ目は、松本尋常小学校ではどのような軌道修正を行って対応をしたのかである。2つ目は、長野尋常小学校では劣等児に対する指導法の改良が行われたのかである。3つ目は、両者の特別教育に関する実態を比較検討することである。

注

- 1) 北斗生は長野県内に在職していた教職員ではなく、長野県師範学校に在籍していた学生が論文を投稿したものと考えられる。したがって教職員と区別するために在校生には「生」を付けたと思われる。
- 2) 文部省は、明治40年代初めに劣等児教育の実態について全国の小学校を調査した。この教育の重要性を感じた信濃教育会は、調査に答申した長野県内の小学校の教育に関する内容をまとめた。それが『劣等児童の取扱法』である。これには松本尋常高等小学校の他、長野市城山小学校と長野県男子師範学校附属小学校（現・信州大学附属長野小学校）のものが掲載されている。
- 3) 松本尋常高等小学校は、東筑摩郡立の高等小学校が廃止となって1892（明治25）年に松本尋常小学校に高等科を設置したことにより校名が改称された。したがって2つの校名は同一の小学校であり、現在の松本市立開智小学校である。

謝辞

本研究に関して安曇野市中央図書館の皆様には、史料の複写など多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

文献

- (1) 高木俊輔（1988）藩校と寺子屋の教育．長野県（編）長野県史 通史編．第七卷近代一，信毎書籍，pp.83-90.
- (2) 中嶋忍・河合康（2006）長野県松本尋常小学校の「落第生」学級に関する史的研究－「落第生」学級の設置・廃止の経緯と成績不良の考え方について－．発達障害研究，28，pp.290-306.
- (3) 西沢安彦（1979）長野県における「劣等児」教育の成立過程－長野尋常小学校を中心として－．信州史学，6，pp1-30.
- (4) 北斗生（1890）同学年級ノ組分法．信濃教育會雑誌，第四十四號，pp.16-17.
- (5) 白井毅（1891）同学年生數組アルトキノ教授法及ビ試験法ニ就キテ．信濃教育會雑誌，第六十二號，pp.21-22.
- (6) 信濃教育会（1890）本會記事．信濃教育會雑誌，第四十五號，pp.1-24.
- (7) 松本尋常小學校（1888-1891）日誌（異動録）明治廿一年・二十二年・廿三年・二十四年度．国宝旧開智学校所蔵史料.
- (8) 松本尋常高等小学校（1892-1895）日誌（異動録）明治廿五年四月（明治二十八年迄）松本尋常高等小學校．国宝旧開智

学校所蔵史料.

- (9) 信濃教育会 (1909) 劣等兒童の取扱法. 信濃教育, 第二百六十六号, pp11-21.
- (10) 小林米松・藤原時治郎 (1900) : 鈍兒ノ教育. 信濃教育會雜誌, 第百六十九號, pp.18-21.

A historical study of class organization in elementary school and measures to deal with “feeble-minded children” in Nagano Prefecture during the Meiji period: Methods of class organization and realities at public elementary schools

Shinobu NAKAJIMA* and Yasushi KAWAI**

ABSTRACT

In order to ascertain methods of class organization and realities at public elementary schools in Nagano Prefecture from 1887-1897, the current study focused on: 1. Concepts used to organize classes and 2. Actual class organization and measures to deal with “feeble-minded children.” Results revealed the following: (1) Class organization was based on the academic ability of children. (2) Students were either enrolled in the same class, regardless of their level of academic ability, or they were placed in a class of students with the same level of academic ability. (3) Having children in the same class had the advantage of allowing them to grow while stimulating one another, but its disadvantage was variation in instruction as a result of differing levels of comprehension. (4) Having children in ability-matched classes had the advantage of increasing the efficiency of instruction, but its disadvantage was in causing excessive competition with other classes. (5) When children were placed in ability-matched classes, instruction was individually tailored to them; teachers using this approach were prompted to research children in detail beforehand. (6) The Shinano Educational Association discussed methods of class organization, and most of those discussions were about placing children in classes with set levels of academic ability. (7) Emphasizing the efficiency of instruction, Matsumoto Primary School sought to improve the academic ability of every child without making accommodations for “feeble-minded children,” such as tailored instruction. That approach ended in 4 years. (8) Nagano Primary School set standards and placed “feeble-minded children” in a special class where they received tailored instruction in terms of the curriculum and pace of learning.

* independent ** Clinical Psychology, Health and Special Needs Education